

別表2

評価指標、趣旨・考え方、評価時点及び留意点

大項目		中項目		小項目(センター指標)	趣旨・考え方	留意点	時点
1	組織・運営体制	1	組織・運営体制	1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象
				2 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象
				3 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。	前年度の対応実績を対象
				4 市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				5 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの。	・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。		・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				7 三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	・三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロの基準が適用される場合は、担当区域における高齢者数に応じ、以下のとおり配置されている場合(それぞれの職種の準ずる者は含まない)に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・1000人未満の場合:3職種のうち1職種(1名)以上 ・1000人以上2000人未満の場合:3職種のうち2職種(2名)以上 ・2000人以上3000人未満の場合:保健師1名以上と社会福祉士・主任介護支援専門員のいずれか1名以上	評価実施年度における4月末時点の状況が対象
				8 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。	・主催者、研修内容・時間数は問わない。 ・評価実施年度の4月末日までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象
				9 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。	・主催者、研修内容・時間数は問わない。	前年度の実績が対象

大項目		中項目	小項目(センター指標)	趣旨・考え方	留意点	時点
1	組織・運営体制	1 組織・運営体制	10 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。	前年度の実績が対象
			11 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。	前年度の実績が対象
			12 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
		2 個人情報の管理	13 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
			14 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
			15 個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。	前年度の実績が対象
			16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
		3 利用者満足度の向上	17 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	・苦情受付体制と苦情への対応状況の評価するもの。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
			18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・直営の場合は、保険者としての立場からみて、相談窓口としてのセンターとの間で連携がなされているかを評価する。	前年度の実績が対象
			19 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。		前年度の実績が対象
			20 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況の評価するもの。	・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象

大項目		中項目		小項目(センター指標)		趣旨・考え方	留意点	時点
2	個別業務	1	総合相談支援業務	21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	・相談内容の分析状況を評価するもの。	・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	・相談件数の把握状況を評価するもの。		前年度の実績が対象
				24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。	前年度の実績が対象
		2	権利擁護業務	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	※ 前項と同じ	・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	・高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するもの。	・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	※ 前項と同じ	・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象

大項目		中項目		小項目(センター指標)	趣旨・考え方	留意点	時点
2	個別業務	3	包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務	31 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				32 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。	・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年度における、開催計画が対象
				33 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				34 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。	前年度の実績が対象
				35 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。		前年度の実績が対象
				36 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。	前年度の実績が対象
				37 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らない。 ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度の目安を明確化している必要がある。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象

大項目		中項目		小項目(センター指標)	趣旨・考え方	留意点	時点
2	個別業務	4	地域ケア会議	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。 ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。文中の「データまたは紙面」とは「報告と取組」「吹田市地域ケア会議設置要領」を指す。 ・共催を含む。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象
				39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。 ・共催(ブロック別定例会)を含む。	前年度の実績が対象
				40	センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討しているか。	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。 ・構成員として市の職員(高齢福祉室)が参画しているものを指す。 ・共催(ブロック別定例会)を含む。	前年度の実績が対象
				41	センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催しているか。	地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つもの。 ・構成員として市の職員(高齢福祉室)が参画しているものを指す。 ・共催(ブロック別定例会)を含む。	
		4	地域ケア会議	42	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・自立支援型ケアマネジメント会議での事例提供も含む。 ・共催(ブロック別定例会)を含む。 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう(対応策)課題の明確化、長期・短期目標の確認、優先順位の確認、支援や対応及び支援者や対応者の確認、モニタリング方法の決定等※1 確認とは見直しも含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業市町村向け手引き(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。	前年度の実績が対象
				43	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。 ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。「吹田市地域ケア会議設置要領」の第8条を指す。 ・共催(ブロック別定例会)を含む。	前年度の実績が対象
				44	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況の評価するもの。 ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・共催(ブロック別定例会)を含む。	前年度の実績が対象
				45	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。 ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・共催(ブロック別定例会)を含む。	前年度の実績が対象
				46	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。 ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・共催(ブロック別定例会)を含む。	前年度の実績が対象

大項目		中項目		小項目(センター指標)	趣旨・考え方	留意点	時点
2	個別業務	5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	47 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象
				48 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況を評価するもの。	・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				49 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	・セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。	・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象
				51 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象
3	事業間連携(社会保障充実分事業)			52 医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。	前年度の実績が対象
				53 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	※ 上記と同じ	・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。	前年度の実績が対象
				54 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	※ 上記と同じ		前年度の実績が対象
				55 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
				56 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの。	・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	前年度の実績が対象
4	法人の経営状況			57 法人の経営状況	・各種会計処理が適切に行えているか、長期的かつ安定的な運営が見込めるか、継続的にセンター運営業務の委託を受けることができる経営状況であるか、職員の人件費に対して委託料を適切に配分し、職員が継続して勤務することの配慮がなされているか。	・法人税等各納税証明書(直近1年度分) ※納税義務のない法人の場合は、納税義務がない旨の申立書 ・法人の財務状況に関する書類(直近2年度分の決算書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書等) ・会計に関する経理規定	前年度までの実績が対象